

あいさつ



平素より、私ども島根県農業協同組合（愛称 JAしまね）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当JAは、平成18年の第29回JA大会より、足掛け10年におよぶ協議を経て、県内11のJAと県域連合組織の一部が統合し、新生「JAしまね」として発足いたしました。

当JAの経営方針や業務内容など経営情報を皆さまにご紹介するため「ディスクロージャー誌2015」を作成いたしました。この小冊子により、皆さまの当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸甚に存じます。

わが国は、安倍内閣がすすめる経済政策により円安がすすみ、原材料調達コスト、原油価格、生産資材コストなどは依然として高止まり傾向にあり、農業を取り巻く環境はより厳しさを増しています。また島根県内においても、人口の減少、少子高齢化、農家・耕作地の減少など、JAの基盤を揺るがす状況が憂慮されています。

6月29日、米国において貿易促進権限法案（TPA法案）が成立し、環太平洋連携協定（TPP）交渉は、合意に向けて一層加速しています。政府は、TPP交渉を大筋合意に導くためには一定の譲歩もやむを得ないとして、主食用米の輸入量について、7～8万トン程度の輸入枠を新たに設ける方向で調整しているなど、他分野の交渉内容も含め、予断を許さない状況となっています。今後は、より交渉経過を注視し、政府に対し国会決議を順守するよう働きかけを行います。

農協改革においては、農協法改正案が閣議決定され、約60年ぶりの大改革と位置付けられました。農協法改正案では、中央会の位置づけの変更、公認会計士や監査法人による監査を義務付けるなど、今までのJAの在り方を大幅に変更するものとなっています。JA組織の本質は何かを見極めて自己改革をすすめています。

米価下落等に対しては、飼料米の生産拡大、安定した取引につながる事前契約の拡大をすすめています。また、米の需給動向等の情勢が国会議員等に対して十分伝わらず、26年産の米価下落の問題が概算金設定に矮小化した反省を踏まえ、TPP交渉、農協改革等含め、県選出の国会議員に対しての情報提供・要請を行いました。

こうした情勢のもと、当JAは「JAしまね農業戦略」の実現に向けた管理手法の検討を行いました。また、“島根県産つや姫”の配布イベントやキャベツ・あすっこ等の学校給食への供給を行い、販売促進を図りました。

今後とも、皆さんに信頼されお役に立てる農業協同組合として、農業の振興ならびに地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいりますので、より一層のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

島根県農業協同組合

代表理事組合長 萬代宣雄

経営理念

【基本理念】

「人と自然が共生する、光り輝く未来の創造」

1. 地域の資源を生かし、希望と活力に満ちた農業を実現します

1. 地域の文化を守り、心豊かに安心して暮らせる地域社会を創造します

1. 水と緑と人を育み、豊かな大地と食を次世代に引き継ぎます

【基本目標】

「信頼、満足、熱意、みんな一番」

組合員・利用者からの **信頼**、一番をめざします

組合員・利用者の **満足**、一番をめざします

仕事への **熱意**、一番をめざします

【職員行動規範】

私たちは

- 1. 常に組合員の視点に立って行動し、信頼関係を築きます。
- 1. 人と地域とのふれあいを深め、地域社会の発展に貢献します。
- 1. 何事にも新機軸を旨とし、迅速な対応を心がけ、改革にチャレンジします。
- 1. 事業方針と自らの役割をしっかり理解し、目標を達成します。
- 1. 規律を守るとともに、コミュニケーションをはかり、活気溢れる職場風土を創ります。
- 1. 差別意識や偏見をもたず、一人ひとりの人権を尊重します。

※参考：「新機軸」とは

1920（大正9）年に医療利用組合（組合病院）を全国に先駆け、旧日原町青原（現津和野町）に設立し、日本の農村医療運動の父と呼ばれた大庭政世は、「利のために節を違えず事業を積極的に經營すべし、而うして常に新機軸を出すべし」との言葉を残した。

「常に新機軸を出すべし」とは、「絶えず創意工夫せよ、昨日より今日はもっと良いものを、今日より明日はもっと良いものにしよう。そのために学べ、知恵を出せ。」という意味。

経 営 方 針

基本方針

平成27年度は、JAグループ島根共通運営方針にもとづき、基本方針を次のように定め、役職員が一体となって各事業部門・地区本部の方針・重点事項を実践します。

役職員は、JAしまねの基本理念「人と自然が共生する、光り輝く未来の創造」にもとづき、島根の農業・農村を守るとともに、農業所得の向上と組合員・利用者への充実したサービス提供や地域社会の活性化に貢献し続けるという組織の使命・役割とあるべき姿を実現します。

運営の基本として、本店では事業特性をふまえ、「集約と効率化」を兼ね備えた県域全体の事業展開をすすめます。また、旧11JA単位に置く地区本部を組織・事業の拠点として、組合員の意思反映および利便性の確保、地域特性の維持・発揮を重視した事業運営を行うとともに、地区本部別損益管理をします。

県内全ての総合JAと県域連合組織の合併を基本に「1県1JA」として平成27年3月にJAしまねが発足しましたが、JA全農からの事業承継（4月）、JA島根信連からの包括承継（11月および8月の一部事業譲渡を含む）により、統合の完遂に万全を期すなかで、「協同の力」（人材・設備・資金）の結集と盤石な基盤強化を図り、農業とくらしを支える地域に根ざした協同組合としての発展を目指します。

なお、JA経営は、事業量の減少による収益減を事業管理費の削減で補う構造となっており、抜本的な事業革新には至っていません。JAしまねの発足を機に、組織基盤の拡充に繋がる戦略の構築・実践や広域化・地区本部間連携による事業伸長、合理化・効率化による費用の圧縮等に取り組みます。



農業振興と地域社会への貢献

【農業振興】

農業振興では、島根の農畜産物の生産・販売の増大を通じて農家の所得向上と地域の発展をめざし、農業生産基盤の維持・拡大に取り組み、担い手づくりや農畜産物の生産拡大、島根ブランドの確立による販売力強化に向けた施策や支援を実践します。

特に、農畜産物の生産拡大と販売、後継者育成については、県および市町村行政をはじめとした関係機関と連携し、取り組みをすすめます。

このため、営農指導部門と販売部門に充実した経営資源（人材・資産・資金）を積極的に投入し、農畜産物の生産力・販売力強化のための事業を開拓します。また、経済部門（生産購買）における生産資材の仕入機能の集約、仕入価格の低減と物流コストの圧縮にあわせて、農業所得の安定と向上を実現します。

本店における県域品目の生産・販売の積極的展開と営農指導体制の強化にあわせて、地区本部では営農指導体制を維持し、地域の特色ある品目振興を主体的に担うこととします。

また、農地保全や新規作目の产地化をめざしたJAによる農業経営事業の実施にむけた取り組みをすすめます。

【地域社会】

くらしの活動では、組合員・地域住民の「くらし」を守り、総合的に支援するJAとして、組合員の「くらし」に対する利便性向上に努め、組合員と共に歩む島根の地域づくりを行います。

食農教育や高齢者福祉活動、介護保険事業、環境保全活動、子育て支援活動については、地区本部主体の継続的な活動の充実と体制強化および県域一体となった活動との融合により、地域におけるネットワークを構築し、組合員はもとより次世代も含めた幅広い利用者に対して協同活動の輪を広げます。

また、JAの総合事業・活動を通じて地域のライフラインの一翼を担い、関係機関と連携して地域を「協同の力」で支えるため、地区本部間の連携やJA女性組織との連携を重視した地域の拠点となりうる活動を開拓するとともに、地区本部を中心とした事業や活動を一層強化します。

事業部門別

【購買事業部門】



農家組合員の営農を支え地域農業の振興に資するため、営農指導部門・販売部門と一体となって効率的な購買事業をすすめ、農家組合員の生産コスト低減と組合員サービスの充実・強化に努めます。

【販売事業部門】



しまねブランド商品として県産農畜産物の販売力強化に向けて取り組むとともに、生産基盤の維持・拡大を図るため、「JAしまね農業戦略」に掲げた「販売を起点としたものづくり」の実現に向け、行動計画を策定し進捗管理を行うことにより、生産現場での営農指導と販売が連携した実践策を講じます。

【信用事業部門】

「食と農を基軸として地域社会に貢献し、存在感を発揮するJAバンク」の実現のため、「本店」による統一的な事業戦略と、「地区本部制」による組合員・利用者のニーズに即した事業展開に努め、「農業」と「くらし」を支え続ける地域金融機関をめざします。

また、各種キャンペーンを実施し、「貯金残高1兆円」の早期達成をめざします。



【共済事業部門】

利用者満足度維持向上に向けた推進体制の強化ならびに契約者フォロー活動（3Q訪問活動）の徹底と、新しい絆づくりをテーマとした事業基盤の拡大を図り、組合員・利用者に「安心」と「満足」を提供します。また、事務手続きの改善、自動車事故相談体制の充実強化を図り、組合員・利用者から「真に評価されるサービス」を実践します。



経営管理体制

経営執行体制

〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部からも理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

